

# 大学生の皆さん 悪質商法に気をつけてください！

「悪質商法被害は自分とは関係ない」「私は大丈夫」と思っていませんか？

若者を狙った悪質業者は、あの手この手で近づいていますので、ご注意ください！

困ったことがあれば、お住まいの地域の消費生活センターまたは相談窓口に相談しましょう！

ダマされません！

## 若い方を狙う悪質商法の多い手口です

### Case1 アポイントメントセールス

販売の目的を隠して、喫茶店や営業所などに呼出して、契約しないと帰れない状況にして高額な契約を結ばせる商法です。就職活動のための講座やデートのつもりなどで行ったのに、高額商品を買わされるというケースもあるので注意してください。

SNSを悪用したトラブルが増えています！

SNSを悪用して接近して、高額な商品やサービスの契約を迫る手口が増えています。知り合った相手のことを全てうのみにしない！



### Case2 マルチ商法

「友達や後輩を紹介すれば、毎月マージンが入る」「必ず儲かる」などと勧誘し、商品やサービスを契約させて、次々に加入者を増やしていく商法です。**勧誘時の成功話とは違って、売れない商品を抱え込んだり、商品を購入するためのローンが残る場合が多く、勧誘した人（友人など）とのトラブルにつながる可能性があります。**



### Case3 架空請求

パソコンや携帯電話のアダルトサイトなどで、利用料金や利用規約が示されておらず、年齢確認ボタンなどをクリックした途端「登録完了。入会金9万円。3日以内に入金してください。」などと表示して、高額な料金を請求する商法です。

相手の連絡先が分かっても連絡しない！連絡すると個人情報が伝わり、

さらに狙われます。迷惑メールが届いても徹底的に無視！

メールアドレスを変更するのも対策のひとつです。

「連絡がなければ法的措置をとります」などのおどし文句に

ダマされないように！請求画面などが消えない場合は、PCの復元機能

を用いる方法がありますので、IPA独立行政法人情報処理推進機構に

相談してください。<http://www.ipa.go.jp/security/>



### Case4 キャッチセールス

路上で「無料体験」「アンケート調査」「芸能界に…」「モデルに…」などと呼び止めて、嘘の説明をしたり、しつこく勧誘して、事務所などに連れて行き不安をあおったり、帰れない状況にして商品などを契約させる商法です。登録料や高額な美容器、化粧品などを購入させるケースもあるので注意してください。また、高額なエステや養成スクールなどに通わせることもあるので気をつけましょう。

安易に個人情報を教えない！

安易に信用せずに家族や友達にも意見を聞き、慎重に対応！



みんなやっている！

就活に有利！

学生ローンを使えば！

今だけ！

無料です！

紹介料払います！

あなただけ特別！

必ずもうかる！

芸能界！ モデル！

ありませんよ  
「ウマイ話」

信じてしまうと 悪質業者の 思うまま！！



契約の基礎知識を知っていますか・・・



契約とは・・・

法的な拘束力をもつ約束のことです。商品の売買は「買います」という申込みの意思と「売ります」という承諾の意思、この2つが合致すれば、口頭でも契約は成立します。

日常の生活は契約で成り立っていると言っても過言ではありません。（電話、買い物、電気、水道など）

- ・いってん成立した契約は、原則として一方的にやめることはできません。
- ・契約書は契約の内容を確認するために作成されるものです。  
後で「言った・言わない」の争いを避けるための証拠にもなります。

契約

クーリングオフとは・・・

訪問販売や路上でのキャッチセールなどで不意打ち的な勧誘を受け、断れ切れずに契約してしまったような場合など、考え直した結果、必要ない契約だと思った時に無条件で契約を解除できる制度（適用対象外の契約もあります）です。ただし、契約を解除できる期間は一定期間（8日間※例外あり）に限られています。契約を解除した場合は契約がなかったことになり、事業者は受領した代金の返金義務があります。また、受け取った商品などがあれば返還しなければなりません。（返送料は事業者が負担）

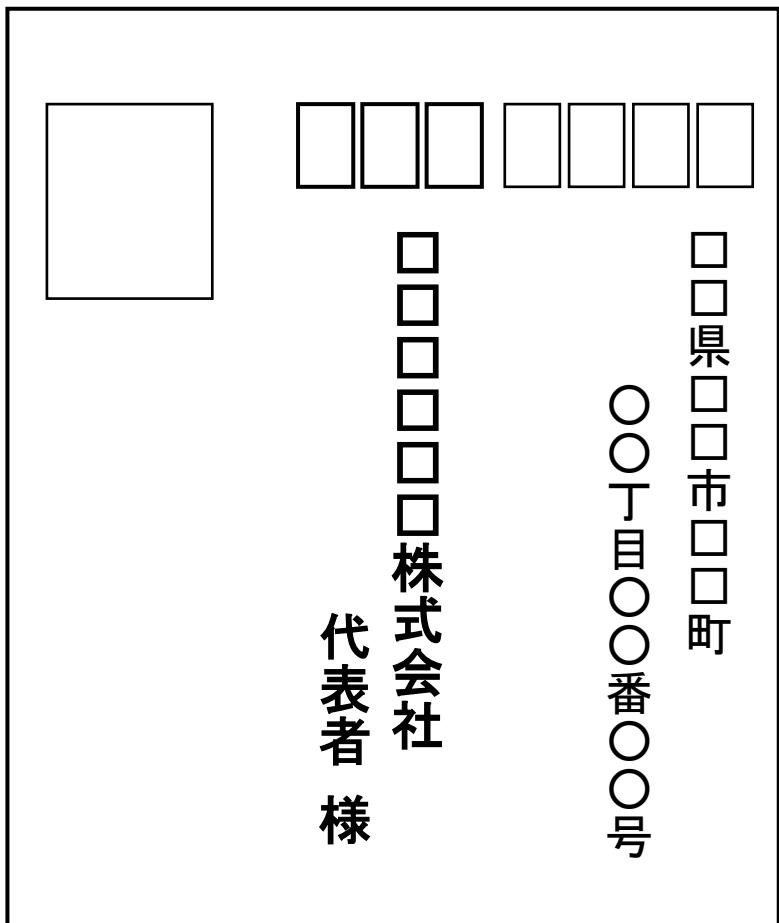


クーリングオフの手順

- ① 記入例を参考にハガキに必要事項を記入してください。
- ② 記入したハガキは両面コピーして、コピーしたものは自分で保管してください。
- ③ ハガキを出した証拠を残すために、郵便局の窓口から簡易書留または特定記録郵便で出してください。

※クーリングオフの適用対象の確認やハガキの記入方法は、お住まいの地域にある消費生活センターや相談窓口にご相談ください。

# クーリングオフはがき <記入例>



契約解除通知	
担当者名	契 約 日 平成○年○月○日
販売会社名	商 品 名 □□□□□□□□□□□□
担当者名	金 额 ○○○○円
東京都多摩市□□	右記契約を解除します。
番地	なお、支払った○○○○円を返金してください。 商品は至急引き取ってください。

● はがきを出す日  
● 自分の住所と氏名



## クーリングオフができる期間

取引内容	期間
訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールスを含む）	8日間
電話勧誘販売	8日間
連鎖販売取引（マルチ商法）	20日間
特定継続的役務提供（エステティックサロン、語学教室、パソコン教室など）	8日間
業務提供誘因販売取引（内職、モニター商法）	20日間
訪問購入	8日間

※クーリングオフできない場合がありますので、ご相談ください。

消費生活センターは区市町村の行政部門ですので、  
相談は無料で秘密は厳守されます。

消費生活にかかわる契約上のトラブルなど、  
専門の相談員がお受けして問題解決の方法を探します。

お気軽にご相談ください。

「困ったとき」は、お住まいの地域にある消費生活センターや相談窓口に相談してください。（在住・在勤・在学のいずれかに該当する相談窓口で相談可）

※相談する日時は事前に確認してください。

お住まいの地域にある消費生活センターや相談窓口の連絡先は、

消費者庁 消費者ホットライン（電話番号「188」）

または下記アドレス「国民生活センター 都道府県別一覧」から確認できます。

<http://www.kokusen.go.jp/map/>

